最高裁判所事務総局　秘書課　秋本様　戸谷様

回答を約束した質問事項の確認

3月5日　最高裁判所閲覧室にて、「検察審査員候補者名簿システム」閲覧の際、当方より9項目の質問をしましたが、お二人からは、「担当部署に確認をとり、必ず回答をする」というご返事を頂きました。質問の 9 項目については、お二人がメモを録り、双方で確認しましたので齟齬はないと思いますが、念のため質問事項を書面にてお伝えします。
「出来るだけ早く返答する。何時頃返事できるかを9日（金）に電話する」とのことでしたのでよろしくお願いします。
当然のことながら、回答は文書にて項目ごとにお願いします。

1. 「検察審査員候補者名簿システム」の中で、「動作環境」の数値等がマスキングされていますが、開示してもなんら問題ないはずである。ご説明頂いた「開示しない理由」には納得がいかない。納得がいく説明を頂きたい。
2. 審査員選定プロセスで、候補者名簿を一度最高裁に送付させているがその必要はないはずである。何故最高裁に送付させるのか？
3. 森ゆうこ議員のブログによると、『「候補者の調製」で、候補者をハンド入力できることが確認できた』との記述がある。これは候補者を恣意的に追加できることであり、あってはならないことである。何故、そのようにソフトが設計されているのか？
4. 3項の内容（ハンド入力が可能）は、ユーザーマニュアルに記述されていないのは何故か？
5. 3項の内容（ハンド入力が可能）は、開発仕様書に記述されているのか？
もし記述がないなら、開発仕様書にないことがソフトに加えられていることになる。
どのような検収を行ったのか？
6. 「審査員資格情報」を記入した選定前の画面が、選定実行と同時に消えてしまう設計になっている。これはあってはならないことである。何故保存されないのか？
7. ソフト作成の費用は約6000万円とのことですが、高すぎると思う。
ソフトの専門家によると、「このレベルのソフトだと300万円ぐらいでできるのではないか」と言っている。
何故、高いのか？
8. ソフト作成で下請けを使っているのは仕様契約書15条に違反している。
違法の事実は認めるか。何故外注を使ったのか。書面を交わさなかった理由は？

9. 行政庁と異なり、最高裁事務総局には情報公開法に基づく異議申し立ての制度がない。 秋本氏は、「そこがうちの痛いところで、いずれは設けなくてはいけないと思う」と発言された。
最高裁の見解は如何か？

平成24年　3月7日

[redacted]